

6. 河川の流況と水質

6-1 河川流況

嘉瀬川の低水管理上の基準地点である池森観測所における流況は、表 6-1-1 に示すとおりであり、昭和 63 年から平成 16 年の 17 年間の平均で、低水流量 $1.35\text{m}^3/\text{s}$ 、渇水流量 $0.92\text{m}^3/\text{s}$ である。

表 6-1-1 池森観測所 流況表

年	流 況 (m^3/s)				備 考
	豊水流量	平水流量	低水流量	渇水流量	
昭和 63 年	3.30	1.87	1.56	1.31	
平成 1 年	4.35	1.88	1.25	0.98	
平成 2 年	3.10	1.82	1.21	0.94	
平成 3 年	9.18	3.06	1.42	0.64	
平成 4 年	6.29	2.76	1.65	0.85	
平成 5 年	11.92	4.99	1.46	0.85	
平成 6 年	3.93	2.51	1.37	0.84	
平成 7 年	2.09	1.28	1.09	0.83	
平成 8 年	2.37	1.34	0.86	0.64	
平成 9 年	12.04	3.90	1.35	1.28	
平成 10 年	7.80	4.69	1.72	1.05	
平成 11 年	6.26	1.77	1.06	0.87	
平成 12 年	2.85	1.30	1.07	0.91	
平成 13 年	4.68	2.19	1.37	1.03	
平成 14 年	3.85	2.19	1.26	0.56	
平成 15 年	7.51	3.54	2.04	1.12	
平成 16 年	6.85	2.21	1.16	0.96	
平均 (S63~H16)	5.79	2.55	1.35	0.92	
1/10 [2/17] (S63~H16)	2.37	1.30	1.06	0.64	

注 1) 豊水:1 年のうち 95 日はこの流量を下回らない流量
 平水:1 年のうち 185 日はこの流量を下回らない流量
 低水:1 年のうち 275 日はこの流量を下回らない流量
 渇水:1 年のうち 355 日はこの流量を下回らない流量

6-2 河川水質

嘉瀬川において、昭和 49 年 4 月 1 日に公害対策基本法（第 19 条）に基づいて類型指定がなされ、表 6-2-1 に示す環境基準が設定された。

表 6-2-1 嘉瀬川における類型の指定

水 域 の 範 囲	類型	達成期間	環境基準点	施 策	指定年月日	備 考
嘉瀬川上流 (嘉瀬川大堰より上流)	A	イ	官 人 橋	1. 排水(工場, 家庭)等規 制の強化 2. 下水道等の 整備促進	昭和 49 年 4 月 1 日設定	佐賀県
嘉瀬川下流 (嘉瀬川大堰より下流)	D	イ	久保田橋			
祇園川 (全 域)	A	イ	祇 園 橋			

注 1) 各指定水域の範囲には、当該水域に流入する支川を含むものとする。

注 2) A : BOD 濃度 2mg/l 以下

D : BOD 濃度 8mg/l 以下

イ : 直ちに達成

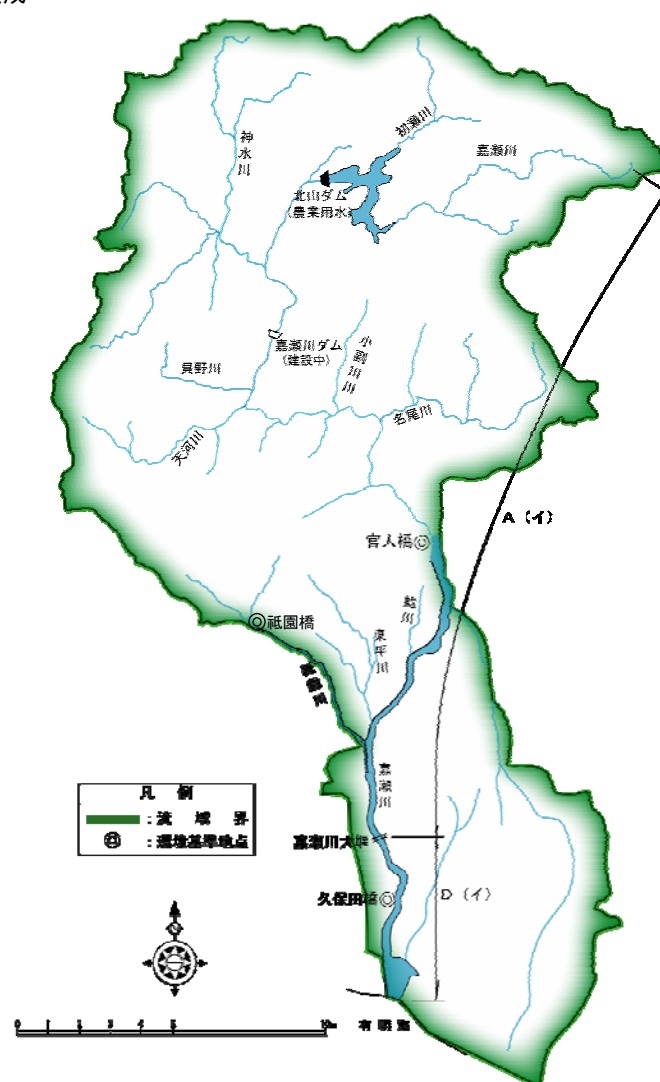


図 6-2-1 嘉瀬川における環境基準類型指定および水質調査地点

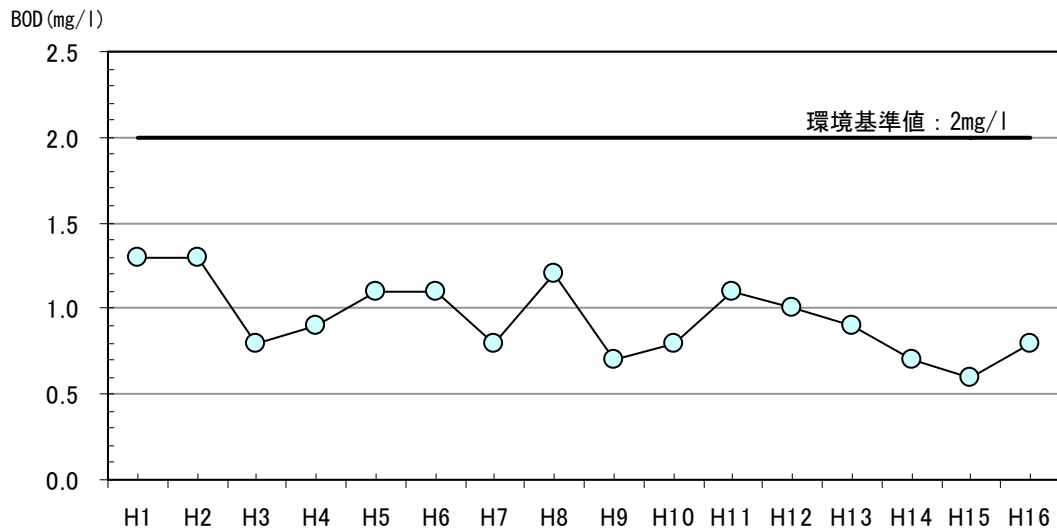


図 6-2-2 官人橋における水質経年変化図

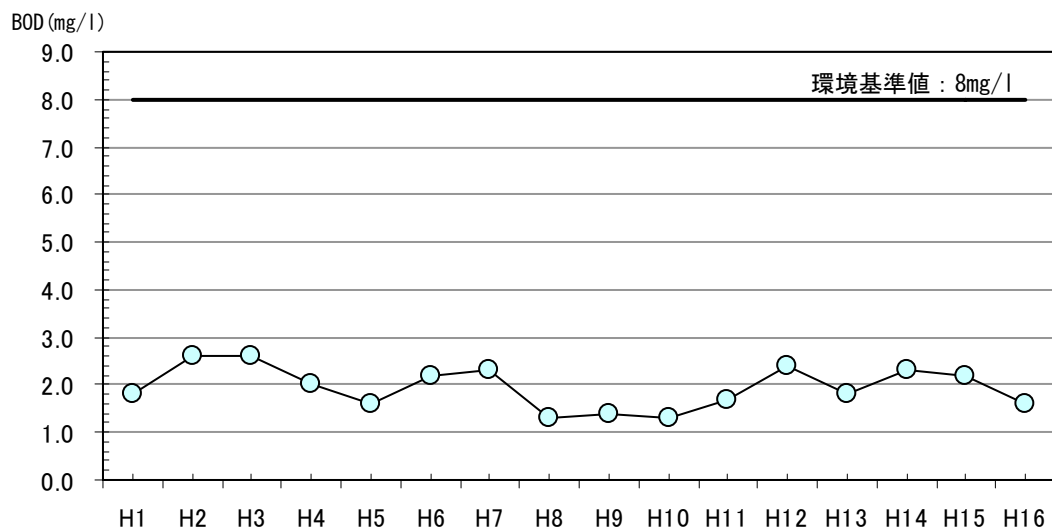


図 6-2-3 久保田橋における水質経年変化図

- 注1) BOD (生物化学的酸素要求量) とは、水中の有機物等を微生物が分解するときに消費する酸素量のこと、河川等の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど水質汚濁が進行していることになる。一般的に、水質の良いものから 12 個 (1 月～12 月) 並べたとき、水質の良い方から 9 番目の値 (75% 値) で評価する。
- 注2) 環境基準値は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が設定したもの。